

広島県税条例及び離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法及び離島振興法の一部が改正されたことに伴い、不動産取得税、自動車取得税及び狩猟税並びに離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の有効期限の延長などに関する規定の改正を行った。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 不動産取得税

独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良事業の施行に係る土地について、仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の非課税措置等が廃止されたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととした。

(二) 自動車取得税

衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が五トンを超えるバス等を加えることとした。

(三) 狩猟税

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特例措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を二分の一とする特例措置の適用期限を、平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。

2 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正

(一) 離島振興法の一部改正に伴い、県税の課税免除の対象業種を拡充するなどした。

(二) 離島振興法の有効期限が延長されたことに伴い、条例の有効期限を平成三十五年三月三十一日まで延長することとした。

二 施行期日

平成二十五年四月一日。ただし、一(二)の改正は、公布の日